

経済安保版秘密保護法の制定に抗議し、その廃止を求めます

2024年5月25日

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会
共謀罪 NO！実行委員会

国民主権を否定

5月10日、知る権利・報道の自由・プライバシーを侵害する経済安保版秘密保護法案（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案）が参議院本会議で採択されました。

私たちは、2013年に制定された秘密保護法に続き、さらに市民の知る権利を制限する経済安保版秘密保護法が制定されたことを強く抗議します。そして、その廃止に向けて力を尽くすことを明らかにします。

秘密保護法で防衛、外交、スパイ、テロの4情報が「特定秘密」とされることになりました。今回の法律では、これらに加え市民生活に密着する経済情報まで秘密とされます。しかも、秘密とされる経済情報は無限定であり、次々に拡大されることが想定されます。このような事態を許すならば日本は秘密だらけの国になります。それは「戦争する国」への道です。

秘密指定は情報操作と一体

私たちは、様々な情報を得て日常生活をおくり、また選挙で政党、国会議員に投票をしています。私たちが生活するうえで重要な情報が「秘密」とされ、隠されたならば、市民は日常生活における判断能力をその分だけ失うことになります。それだけではありません。秘密保護法制のもとでは、ある情報を秘密とした場合、それをニセの情報にすりかえる情報操作がおこなわれるという本質的な危険性をはらんでいます。それは第二次大戦における日米戦争で明らかです。政府・軍部は、日本の軍事的敗北という事実（情報）を隠し、勝利という嘘の情報で国民を戦争に動員していったのです。

憲法は、主権者は国民であると規定しています。主権者は様々な情報を知る権利があります。秘密保護法をはじめとする秘密保護法制は国民主権に反する違憲の悪法です。

何が秘密かわからない

今回成立した経済安保版秘密保護法では、何が秘密かが条文で規定されていません。問題だらけの秘密保護法でも、条文で秘密とされる防衛や外交などの4情報のどういう情報が秘密に当たるか項目が示されています。しかし、今回の法律では秘密とされる「重要経済安保情報」とは何か示されていません。秘密が何かわからなければ、知らない間に秘密に触れ、罪に問われかねません。同法は刑法で〇〇の罪を犯した者は拘禁刑5年を科すという罪名の〇〇が明記されていないのと同じです。〇〇がわからなければ、市民は日常生活をどう送ればよいかわかりません。今回の法律はそういうでたらめ極まりないものです。

主権者である市民が法律を読んでも何が秘密にあたるかわからない、こんな法律は認めることができません。政府は、立法院で議論し決めるのではなく、法律制定後に何が「重

要経済安保情報」かを閣議で決定し、運用基準で定めるといいます。何が秘密かもわからない同法は廃止しかありません。

違憲な身辺調査

同法では、公務員、民間事業者従業員、学者・研究者などのなかで「重要経済安保情報」に接触できる者とできない者にわけるセキュリティ・クリアランス（適性評価）の制度が設けられます。これは危険極まりない制度です。この制度では、国が多くの人の思想・信条、経済状態、病歴などを調査します。その家族まで調査されます。その対象者は数十万人にも及ぶといわれています。

この調査は違憲です。それはこの調査は人が犯罪を犯した疑いがあるからではなく、なんの疑いもなくとも調査をできるものだからです。戦後の日本にはこういう制度はありませんでした。刑事訴訟法も警察官の捜査は犯罪があると思慮するときとしており、また、憲法は13条で個人の尊重として人は「公共の福祉に反しない限り」は立法、国政のうえで最大の尊重を必要とされるところとしています。犯罪の疑いもなく、公共の福祉に反してもいない人がなぜプライバシー侵害の極致ともいふべきと調査を受けなくていけないのでしょうか。この調査を公安警察官などが担い、収集した膨大な個人情報を国が管理することになります。これは監視社会へとつながります。

セキュリティ・クリアランス制度は秘密保護法ではじめてつくられ、更に経済安保版秘密保護法で強化・拡大されようとしています。このような暴挙を許してはなりません。

市民の知る権利・報道の自由・プライバシーを侵害し、国民主権を否定する経済安保版秘密保護法を廃止しましょう！